

高等教育の質保証に関する 文部科学省の取組

JUNBA2014
2014年1月10日

文部科学省高等教育局長
布村 幸彦



高等教育の質保証に関する文部科学省の取組

目次:

1. 高等教育の質保証に関する我が国の取組
 - I. 安倍内閣における「教育再生」に向けた取組
 - II. 我が国における大学の質保証の概要
 - III. 文部科学省における大学の質保証に関する取組
2. 高等教育の質保証に関する世界的な動向
3. 高等教育の質保証に関する国際的な連携への参画
4. 平成26年度 文部科学省予算案

1. 高等教育の質保証に関する我が国の取組

3

Ⅰ. 安倍内閣における「教育再生」に向けた取組

4

◆安倍新内閣の発足(平成24年12月26日)

○下村博文 文部科学大臣兼教育再生担当大臣が就任

○「教育再生実行会議」の設置(平成25年1月15日)

・総理直属の「教育再生実行会議」を官邸に設置

○内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)

・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抄)

「(略)・・・**「大学力」は国力そのものです。大学の強化なくして、我が国の発展はありません。世界トップレベルとなるよう、大学の在り方を見直します。(以下略)**」



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

5

下村文部科学大臣所信(第183回国会)

◆第百八十三回国会における下村文部科学大臣の所信(抄)

(平成25年3月13日)

(世界トップレベルの大学力の実現)

「大学力」は国力そのものです。世界トップレベルの大学力の実現を目指して、教育内容や授業の改善といった大学の改革状況を踏まえた重点的資源配分や、**大学の質の保証のためのシステムの改善**等の大学改革を推進し、質・量ともに充実を図ってまいります。さらに、世界最先端の研究成果を産み出し、社会的な価値を創出する国際競争力の高い大学や、地域再生・活性化の核となる大学、産学官にわたり活躍するグローバルリーダーを養成するリーディング大学院を構築する大学に対して重点的に支援をしてまいります。

大学の教育研究活動を支える上で基盤的経費の確保は大変重要なことです。教員数の維持や施設・設備の管理・運用等で困難が生じないよう、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保します。

少子化が進行する我が国においては、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題です。このため、秋季入学を促進するなど、大学の国際化を徹底して進めるとともに、「留学生三十万人計画」の実現を目指し、優秀な外国人留学生の確保等や日本人の若者の海外留学の促進に取り組みます。また、意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することがないよう、奨学金事業をはじめ経済的支援の充実に努めてまいります。

(今後の教育の方向性と教育振興基本計画)

価値観が多様化する時代状況の中では、個々の子どもが持っている固有の能力を引き出していく教育が求められており、子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築を図ることが必要です。このため、六・三・三・四制の在り方について議論を深めるとともに、大学入学者選抜をはじめとする高等学校と大学の接続の在り方について検討を進めます。また、幼稚園から大学まで多様で特色ある教育を展開する私学の振興に努めてまいります。加えて、学校から社会・職業への円滑な移行を図るため、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育や高校・大学・専修学校等における実践的な職業教育の充実に取り組んでまいります。具体的には、産業界等との連携強化により、専修学校・大学等において、我が国の成長を支える中核的専門人材養成に戦略的に取り組んでまいります。特に、専修学校においては、職業実践的な教育の質を保証し、向上させていくための方策を具体化してまいります。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

6

教育再生実行会議について

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進。

2. 構成

会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成

【教育再生実行会議 有識者】 ◎:座長 ○副座長

大竹美喜（アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）創業者・最高顧問）

貝ノ瀬滋（三鷹市教育委員会委員長）

蒲島郁夫（熊本県知事）

川合真紀（東京大学教授、理化学研究所理事）

佐々木喜一（成基コミュニティグループ代表）

曾野綾子（作家）

○ 佃 和夫（三菱重工業株式会社代表取締役会長）

山内昌之（東京大学名誉教授、明治大学特任教授）

尾崎正直（高知県知事）

加戸守行（前愛媛県知事）

◎ 鎌田 薫（早稲田大学総長）

河野達信（全日本教職員連盟委員長）

鈴木高弘（専修大学附属高等学校校長）

武田美保（スポーツ／教育コメンテーター）

八木秀次（高崎経済大学教授）

3. 審議状況

いじめ問題への対応 ⇒「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）（平成25年2月26日）

教育委員会の抜本的な見直し ⇒「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）（平成25年4月15日）

大学の在り方、グローバル人材育成について ⇒「これからの大学教育等の在り方について」（第三次提言）

（平成25年5月28日）

高大接続・大学入試について ⇒「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」

（第四次提言）（平成25年10月31日）

※現在、学制の在り方についての議論を実施



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY・JAPAN

7

これからの大学教育等の在り方について～教育再生実行会議第三次提言概要～（平成25年5月28日）

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学（仮称）。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- 意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタムにおける留学促進など
- 初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充（早期化、時間増、教科化、専任教員等）の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール（仮称）。国際バカロレア認定校の増（200校に）。
- 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- 特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 大学の教育・研究機能を質・量ともに充実！
- 平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に！

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」（仮称）策定。国・地方において、「産学官円卓会議」（仮称）設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化（専科指導、少人数教育、SSH等）。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増（12万人→24万人）を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公算型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」（仮称）を開催。

基盤



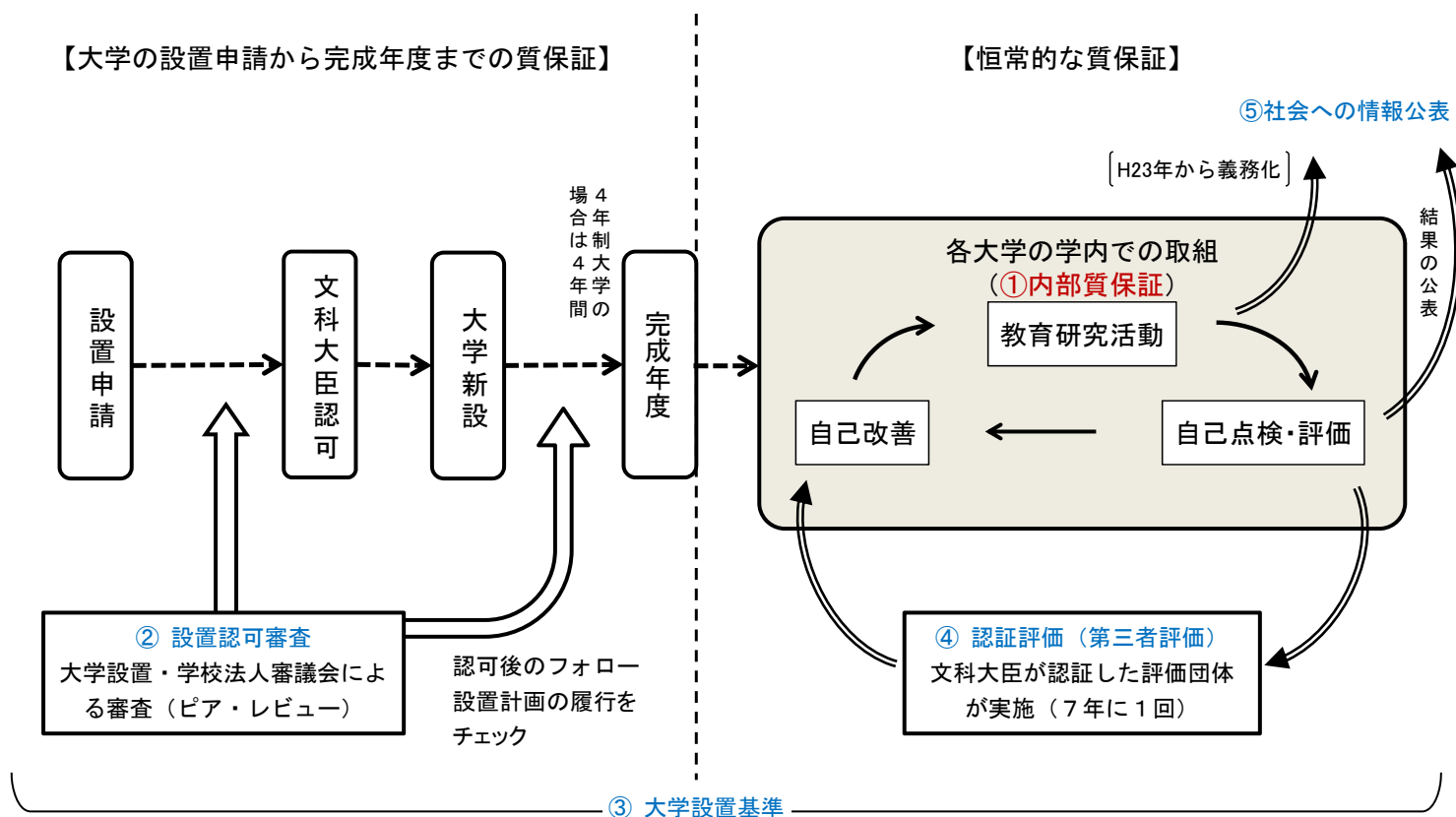
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY・JAPAN

8

Ⅱ．我が国における大学の質保証の概要

我が国の大学の質保証のイメージ図



教育課程，教員数・教員資格，校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成15年の質保証に関する制度改革の概要

【規制改革の動き】

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

○届出制度の導入（学校教育法の改正）

- ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。

○抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）

- ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
- ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）

○設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

- ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一貫性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
- ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

11

大学内における質保証について

-学士課程教育(学部教育)における質の保証と向上

①中央教育審議会では、各大学に、学士課程教育（学部教育）において、3つの方針の明確化を提言（平成20年）

○学位授与の方針

【現状・課題】

- ・我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・学修成果（アウトカム）の考え方が定着していない



【改善方策】

- ・大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・「学士力」を推進（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性等）

○教育課程編成・実施の方針

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていない
- ・学生の学修時間が短い（本来、1単位は4.5時間の学修量）
- ・成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱い



- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・学生の学習時間の実態を把握し、単位制度を実質化
- ・GPA等の客観的な評価基準を適用

○入学者受入れの方針

- ・入試が入口管理として機能していない
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・大学は、入学者受入方針を明確化し、入試方法を見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

②各大学では、教育の質を保証し、さらに向上させる取組が推進

（例）

○学部・学科の教育研究目的の明示を義務化（H20～）

※教育研究目的を定める大学：H18年 59%→H20 93%の大学

○シラバスを公表、成績評価と卒業認定の客観性・厳格性を確保するよう義務化（H20～）

※シラバスを作成・公表する大学：H20 96%

※GPAにより厳格な成績判定を行う大学：H12年 10%→H20年 45%

○教員の教育面の業績評価が進展

※H16年 28% → H20年 47%の大学が実施

○7年ごとに全大学が外部評価（認証評価）を実施（H16～）

※H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表

③国は、各大学の優れた事例を支援

（例）

○情報環境整備による成績評価の厳格化

○eラーニングと対面授業によるブレンディッド学習

○きめ細かい学生サポートの充実

○産学協力による専門人材の育成

○体系的な教育課程に基づく、大学院教育の実質化

○学生の卒業後の自立の観点からの就業力の育成



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

12

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

◆設置に認可が必要な組織

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

◆設置認可の流れ

- ①設置認可の申請(大学新設:3月末、学部等新設:5月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:7ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(10月末頃)

◆審査の基準

教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

- ①教学面:文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。
- ②財政計画・管理運営:文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

13

設置基準の概要

大学設置基準(昭和31年10月文部省令第28号)

(趣旨)

第1条

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部
- 学科
- 課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修等
- 大学以外の教育施設等における学修
- 入学前の既修得単位の認定
- 長期履修
- 科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 付属施設

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 構成補導の組織

◆共同教育課程に関する特例◆

- 共同教育課程の編成等

E

14

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）

② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

15

大学の情報公表に関する制度的経緯

●平成11年 大学設置基準の改正

大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条)

●平成16年 国立大学法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)

H11: 行政機関情報公開法(H13施行)
H14: 小・中学校の積極的情報提供
H16: 高校の積極的情報提供

●平成16年 地方独立行政法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)

●平成16年 学校教育法の改正

自己点検・評価の公表を義務化(第109条)
認証評価制度の施行

●平成17年 私立学校法の改正

財務情報等の公開義務を規定(第47条)

●平成19年 大学院設置基準の改正 (平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)

人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第2条の2、第25条の2)

●平成19年 学校教育法の改正

教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第3条)

●平成23年 学校教育法施行規則の改正

各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化。
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ。(第172条の2)

○現在、平成26年度中の「大学ポートレート(仮称)」(※)の本格稼働に向けて、準備委員会で検討中

(※)データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, 16
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Ⅲ. 文部科学省における大学の質保証に関する取組

1. 「大学改革実行プラン」 ～ 社会の変革のエンジンとなる大学づくり ～ (平成24年6月5日 文部科学省)

17

大学改革実行プラン 全体像

平成24年6月
文部科学省「大学改革実行プラン」

国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

Ⅰ. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- ・ 主体的に学び・考え・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換(学修時間の飛躍的増加、学修環境整備等)
- ・ 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
- ・ 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 等

③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community)構想の推進)

- ・ 地域と大学の連携強化
- ・ 大学の生涯学習機能の強化
- ・ 地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

② グローバル化に対応した人材育成

- ・ 拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得など)による、大学の国際化の飛躍的推進
- ・ 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- ・ 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など大学院教育機能の抜本的強化)
- ・ 秋入学への対応等、教育システムのグローバル化 等

④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- ・ 大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- ・ 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・ 大学の研究システム・環境改革の促進、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進 等

Ⅱ. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

⑤ 国立大学改革

- ・ 国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
- ・ 学長のリーダーシップの確立、より効果的な評価
- ・ 多様な大学間連携の促進と、そのための制度的選択肢の整備
- ・ 大学の枠・学部・学部の枠を越えた再編成等(機能別・地域別の大学群の形成等)等

⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】

- ・ 大学の積極的経営を促進・支援
- ・ 公財政支援の充実とメリハリある資源配分
- ・ 多面的な資金調達促進 等

⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

- ・ 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)、評価制度の抜本改革、客観的評価指標の開発
- ・ 質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等

⑧ 大学の質保証の徹底推進

【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

- ・ 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- ・ 経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

18

Ⅲ. 文部科学省における大学の質保証に関する取組

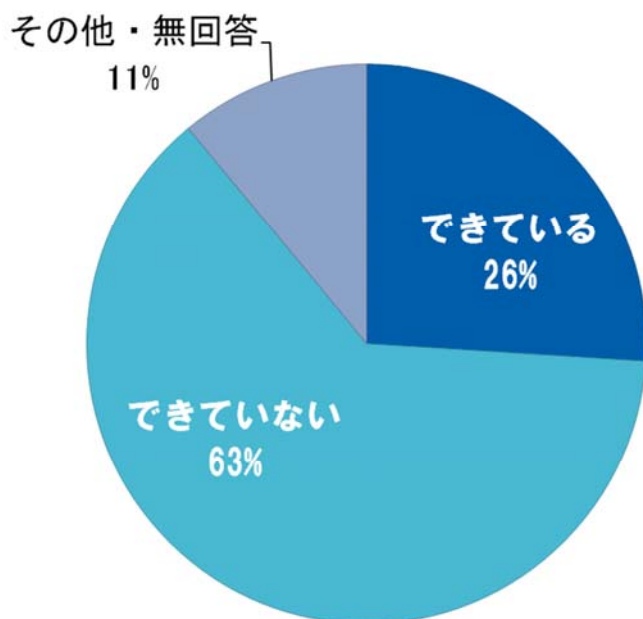
2. 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」 (平成24年8月28日 中央教育審議会答申)

19

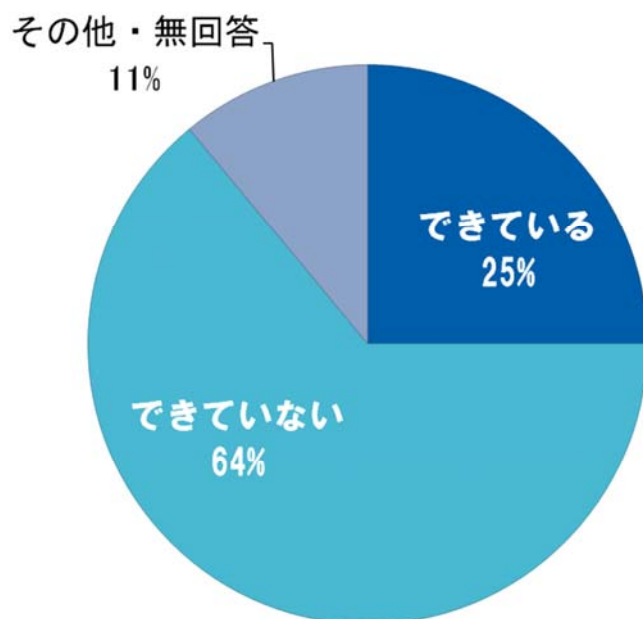
(参考) 質的転換が求められる背景①

新聞社の世論調査では、日本の大学が、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に6割を越える国民が否定的な回答

○ 世界に通用する人材を育てることができると思うか



○ 企業や社会が求める人材を育てることができると思うか



出典：朝日新聞社「教育」をテーマにした「全国世論調査」(2011.1.1【18面】)



MEXT

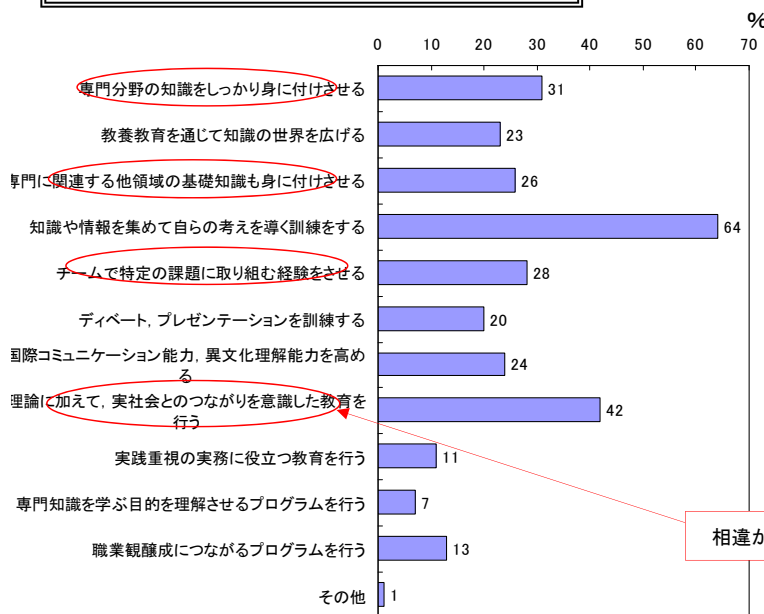
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

20

(参考)質的転換が求められる背景②

経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とは、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などにおいてギャップがある。

企業の大学・大学院(文系)への期待



相違が大きい点

事務系人材を採用する立場から、大学・大学院(文系学部、学科、専攻)に対して人材育成の点で何を期待するか、684社に質問(3つまで選択)。684社に占める割合

大学・大学院(文系)が教育面で特に注力している点



学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、3つまで選択。
全国20大学のうち、回答のあった16大学の文系48学部と49研究科の合計に占める割合

【平成16年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】



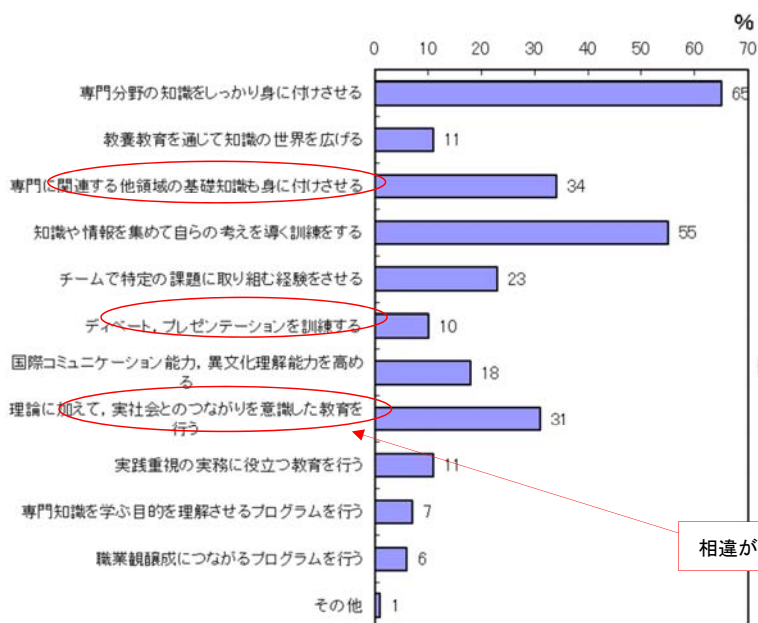
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

21

(参考)質的転換が求められる背景③

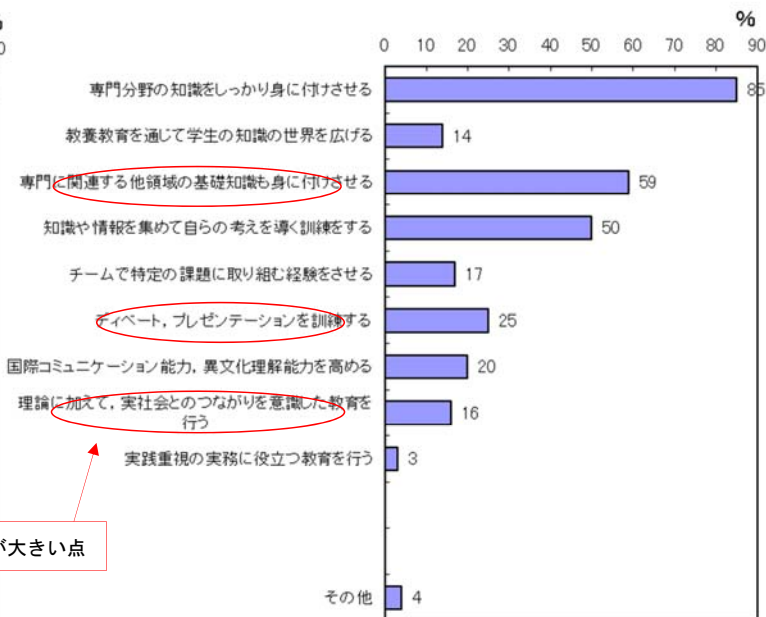
企業の大学・大学院(理系)への期待



相違が大きい点

技術系人材を採用する立場から、大学・大学院(理系学部、学科、専攻)に対して人材育成の点で何を期待するか、520社に質問(3つまで選択)。
520社に占める割合

大学・大学院(理系)が教育面で特に注力している点



学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、3つまで選択。
全国20大学のうち、回答のあった16大学の理系39学部と37研究科の合計に占める割合

【平成16年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

22

(参考) 質的転換が求められる背景④

学生の5～6割が「論理的に文章を書く力」、「人にわかりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている。

○大学の授業は、どのくらい役立っていると思いますか。また自分の実力はどの程度あると思いますか。

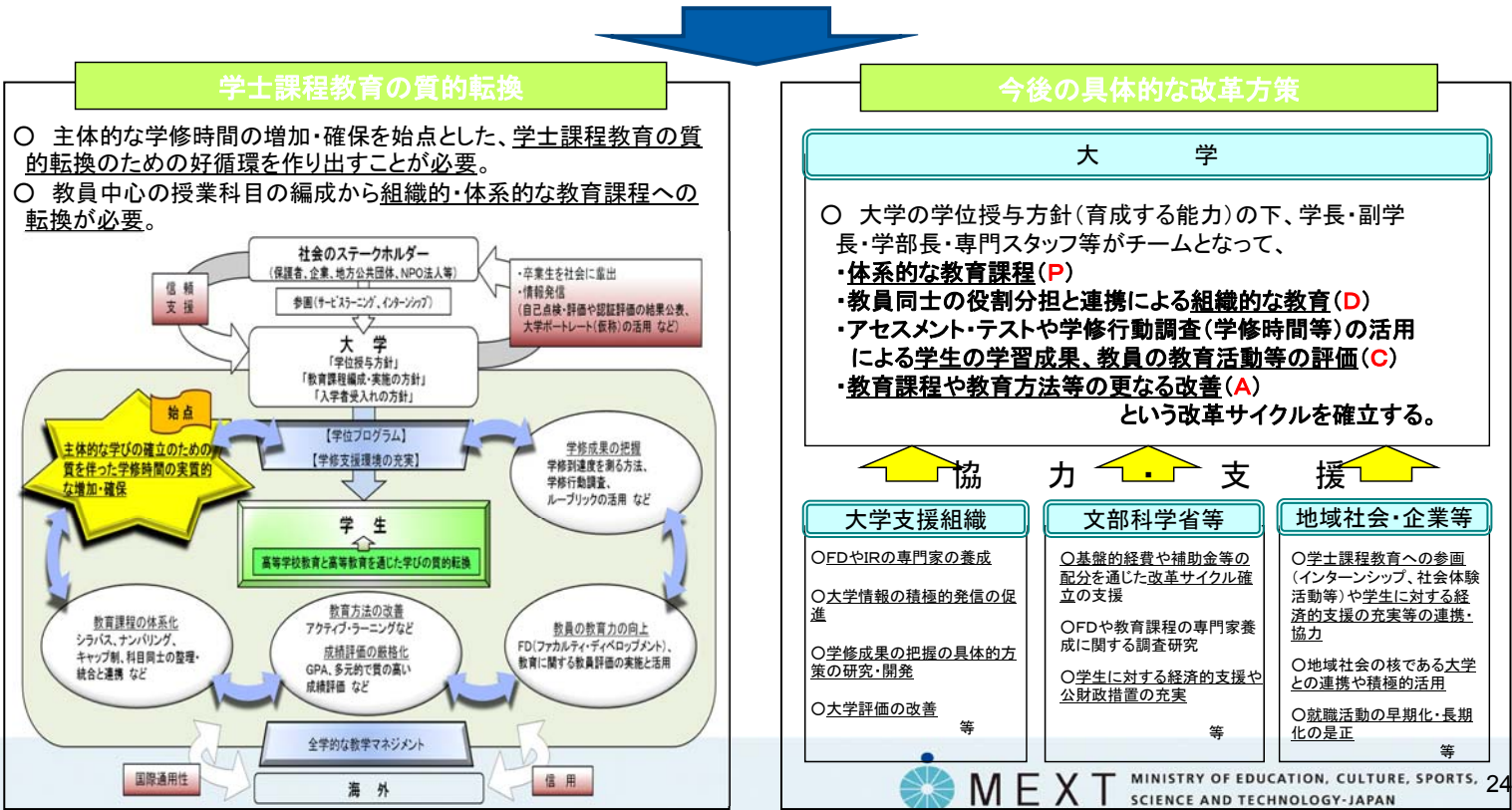
	これまでの授業経験は				自分の実力は			
	役立っていない		役立っている		不十分		十分	
将来の職業に関連する知識や技能	9.5	29.6	42.4	17.2	30.0	50.6	15.4	1.3
専門分野での知識・理解	4.7	23.8	49.5	20.5	25.1	51.3	19.3	1.4
専門分野の基礎となるような理論的理解・知識	4.5	24.0	48.7	20.8	22.3	49.7	22.6	2.0
論理的に文章を書く力	16.6	38.9	32.3	10.6	28.3	42.2	23.2	3.3
人にわかりやすく話す力	20.2	40.5	29.2	8.6	28.5	43.1	21.7	3.8
外国語の力	25.7	36.6	26.5	9.7	44.0	35.7	15.0	2.5
ものごとを分析的・批判的に考える力	9.2	35.2	42.0	11.9	16.5	43.6	31.0	5.9
問題をみつけ、解決方法を考える力	9.9	37.7	40.5	10.2	18.1	47.0	27.6	4.4
幅広い知識、もののみかた	7.6	30.4	44.9	15.6	16.6	44.8	30.3	5.3

出典：東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（2007）

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～
（平成24年8月28日 中央教育審議会答申）

◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。



これからの目指すべき社会像と求められる能力

(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月28日中央教育審議会答申)より)

これからの目指すべき社会像と求められる能力

○我が国の目指すべき社会像

優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える
安定的な成長を持続的に果たす成熟社会

⇒ 「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

○成熟社会において求められる能力（学士力）

- ・ 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
 - ・ 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
 - ・ 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
 - ・ 想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験
- ⇒ 予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

25

Ⅲ. 文部科学省における大学の質保証に関する取組

3. 第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日 閣議決定)

「第2期教育振興基本計画」における質保証に関する記述①

基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

◆基本的考え方

- 知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

◆主な取組

8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

・ 学長を中心とするチームを構成し、学位授与の方針の下で、体系的な教育課程の編成、組織的な教育の実施、厳格な成績評価、成果の可視化と評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化を行うという一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を促進する。

そのため、教学に関する制度の見直しを図るとともに、補助金等の配分に当たっては、例えば、組織的・体系的な教育プログラムの確立など、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保をはじめ教学上の改革サイクルの確立や積極的な情報公開への取組状況を参考の一つとする。

その際、ティーチング・アシスタント等の教育サポートスタッフの充実、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化、ICTを活用した双方向型の授業・自修支援や教学システムの整備など、学修環境整備への支援や、基本施策17の学生に対する経済的支援も連動させながら促進する。ICTの活用に関しては、例えば、近年急速に広まりつつある大規模公開オンライン講座(MOOC)(※1)による講義の配信やオープンコースウェア(OCW)(※2)による教育内容の発信など、大学の知を世界に開放するとともに大学教育の質の向上にもつながる取組への各大学の積極的な参加を促す。あわせて、学生の思考を引き出す教科書等の教材や教育方法の開発・研究など、教育に関する特色ある自発的な取組を支援する。

また、学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点からも、就職・採用活動開始時期を変更(広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始)し、それが円滑に進められるよう、関係府省、産業界と連携しつつ取り組む。

※1 実際の講義と同様に、インターネット上で大勢に講義を提供し、かつ無償公開する講義形態のことで、修了者には履修証明を発行するサービス。

※2 大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動。

「第2期教育振興基本計画」における質保証に関する記述②

基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

・ 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロップメント(FD)(※)の専門家、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成、確保、活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。なお、これと並行して、体系的なFDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係の整理について検討を行う。

※ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。

8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

・ 学生の学修成果の把握の具体的な方策について、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学間連携組織(コンソーシアム)、学協会等における速やか、かつ多面的な研究・開発を推進する。

8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

・ 現行の大学制度は大学や学部・学科、研究科といった組織に着目して構成されている。こういった状況を踏まえ、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のために、望ましい大学制度の在り方等について検討を進める。

8-5 大学院教育の改善・充実

・ 大学院教育については、「第2次大学院教育振興施策要綱」(平成23年度～平成27年度)に基づき、コースワーク(※)から研究指導へ有機的につながりを持った体系的な教育を確立するとともに、産業界等との連携を一層促進することにより、教育内容・方法を改善・充実する。

また、世界を牽引するリーダーの養成に向けて、大学院教育の抜本的な改革・強化を図るなど、基本施策15-1に記載した取組を進める。

※ 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

・ 高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程についても、授業計画の充実など大学教育の質的転換をめぐる課題は共通するものであり、その特性を踏まえつつ、短期大学の役割や機能の在り方について更に検討を行う。

「第2期教育振興基本計画」における質保証に関する記述③

基本施策9 大学等の質の保証

◆基本的考え方

- 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。

◆主な取組

9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

- ・ 大学設置基準等の明確化や設置審査の高度化などを図るとともに、質保証に関係するシステム(設置基準、設置認可、認証評価等)間の相互の連携を進め、大学における質保証の徹底を図る。

9-2 大学情報の積極的発信

- ・ 認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営する「大学ポートレート(仮称)」(※)の積極的な活用を促進する。その際、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについての数値以外を含む情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有が図られるように努める。
※ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

9-3 大学評価の改善

- ・ 各認証評価機関の内部質保証(※)を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われるよう、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、企業や地域社会等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を促進する。
※ 高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、教育の質を自ら保証すること。

9-4 分野別質保証の取組の推進

- ・ 高度専門人材の育成に向けて、大学及び高等専門学校における分野別質保証の構築・充実に向けた取組を促進する。
・ また、日本学術会議において審議が進んでいる「分野別の教育課程編成上の参照基準」は、各大学における改革サイクルの確立に際して重要な参考となるものと考えられるため、各大学や認証評価機関の活用を促す。

9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- ・ 日中韓における質の高い大学間交流を拡大させる「キャンパス・アジア」の取組を推進する。また、高等教育の質保証に関する国際機関の取組や国際的な共通枠組み形成に貢献するため、我が国及び諸外国の高等教育制度に関する情報の収集・発信機能、国境を越えた教育連携・学修の評価等を担う体制を整備する。

9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進

- ・ 専門学校については、教育の質保証・向上のため、基本施策13-3に記載した取組を進める。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

29

Ⅲ. 文部科学省における大学の質保証に関する取組

4. 中央教育審議会大学分科会大学教育部会における検討

大学の質保証システムに関する検討課題① (中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

1. 大学教育の質的転換を促進するための質保証の在り方について

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月中央教育審議会答申)において、大学教育の質的転換に向けた諸方策について提言。
同答申も踏まえ、各大学における大学教育の質的転換を促進するための質保証システムの在り方について検討。

① 認証評価

○平成16年の認証評価制度の施行後の状況を踏まえ、認証評価制度の改善充実方策について検討。

【検討課題例】

・学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方

教育研究環境を重視した評価から、教育研究活動の状況や学修成果、内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への発展を促進するための認証評価制度の在り方

・機能別分化の進展に対応した評価の在り方

特定の教育研究活動に重点を置いた評価など、大学の多様性に対応した評価を行うための方策

・評価結果を改善につなげる仕組み

評価結果のフォローアップなど、評価結果を具体的な教育活動の改善につなげるための方策

・評価の効率化

情報公表や評価制度間の連携など評価業務の効率化のための方策

・評価における社会との関係の強化

高等学校関係者をはじめ幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの在り方

② 情報公表

○「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の「中間まとめ」(平成23年8月5日)及び大学分科会の「これまでの主な論点について」(平成23年8月24日)を踏まえ、大学ポータル(仮称)準備委員会において、大学の教育情報の公表及び活用の共通枠組み(大学ポータル(仮称))の構築に向けて検討中。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

31

大学の質保証システムに関する検討課題② (中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

2. 質保証の充実のための大学設置基準等の改善について

平成15年の設置認可制度の弾力化や審査基準の準則化等の制度改正後の状況を踏まえ、質保証の充実の観点から、設置基準等の規定について、必要な見直しを検討。

※ 設置審査の見直し及び設置計画履行状況等調査(アフターケア)の見直しについては、大学設置・学校法人審議会において、検討中

① 抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点から必要な設置基準の見直しを検討。

【検討課題例】

・校地の別地(複数キャンパス)に関する基準

→ 別地キャンパスについて現行規定(大学設置基準7条、40条の2)では、複数キャンパスを置く場合にはそれぞれに必要な教員を置くことや必要な施設及び設備を備えることを求めているが、具体的な施設・設備の内容、校舎面積等について必ずしも明確ではない。

・「サテライト・キャンパス」に関する基準

→ 大学設置基準第25条4項及び同規定を受けた告示(「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」(平成15年文部科学省告示第43号))では、大学が校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うことを認めているが、別地キャンパスとの区別が必ずしも明らかでなく、また、その要件が質保証において十分なものか検討する必要がある。

・専任教員の「専任性」に関する基準

→ 現行の専任教員に関する規定(大学設置基準12条)においては、専任教員は一の大学においてのみ「専任」となることや、専ら当該大学における教育研究に従事することが定められているが、大学以外の業務との関係や勤務実態との関係等について必ずしも明らかではない。

・大学院大学(独立大学院)に関する基準

→ 大学院大学の施設等については、大学設置基準において校地・校舎の面積基準等の適用が除外されており(第51条)、また大学院大学に置かれる大学院に関しても大学院設置基準において「教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有する」(第24条第1項)とされているが、

「十分な規模」について具体的な規定が存在しないため、その数量基準が必ずしも明らかではない。

② 届出設置制度における組織改編の抜け穴的な事例を踏まえ、学位の分野の在り方や学際分野の取扱(「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年文部科学省告示第39号)の改正)について検討。

上記1及び2の課題の検討を踏まえ、システム間の相互の連携を含む
「大学の質保証のためのトータルシステム」の在り方について審議



MEXT

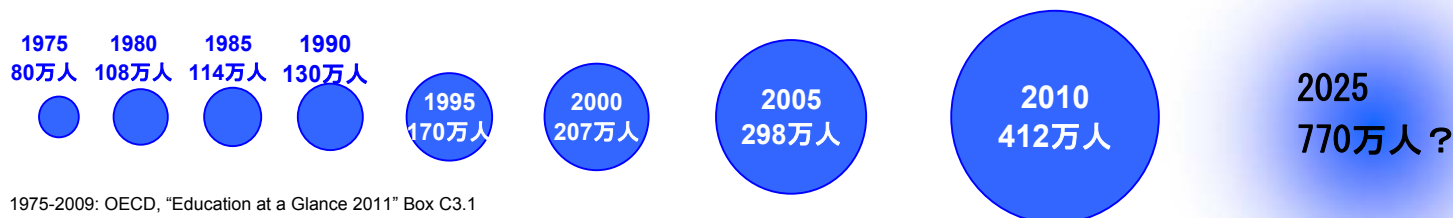
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

32

2. 高等教育の質保証に関する国際的な動向

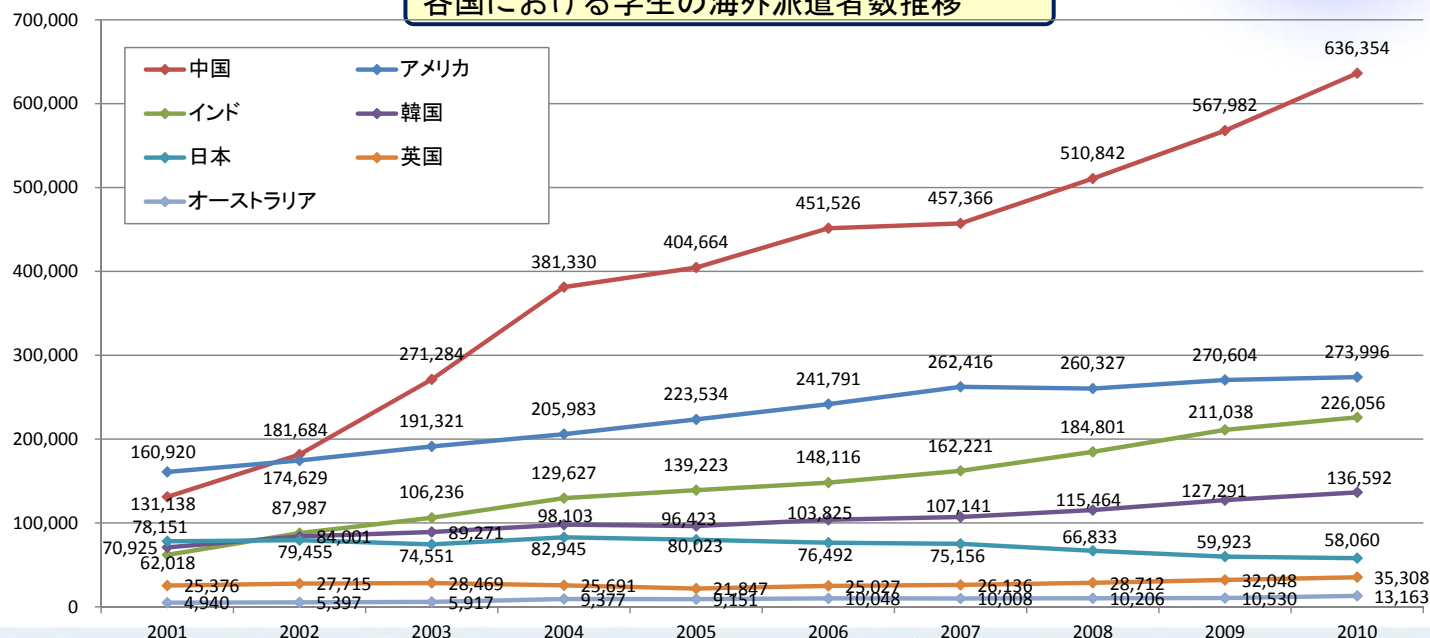
33

拡大するStudent Mobility



1975-2009: OECD, "Education at a Glance 2011" Box C3.1
2025: IDP Education Australia Limited, 2003 "Global Student Mobility 2025"

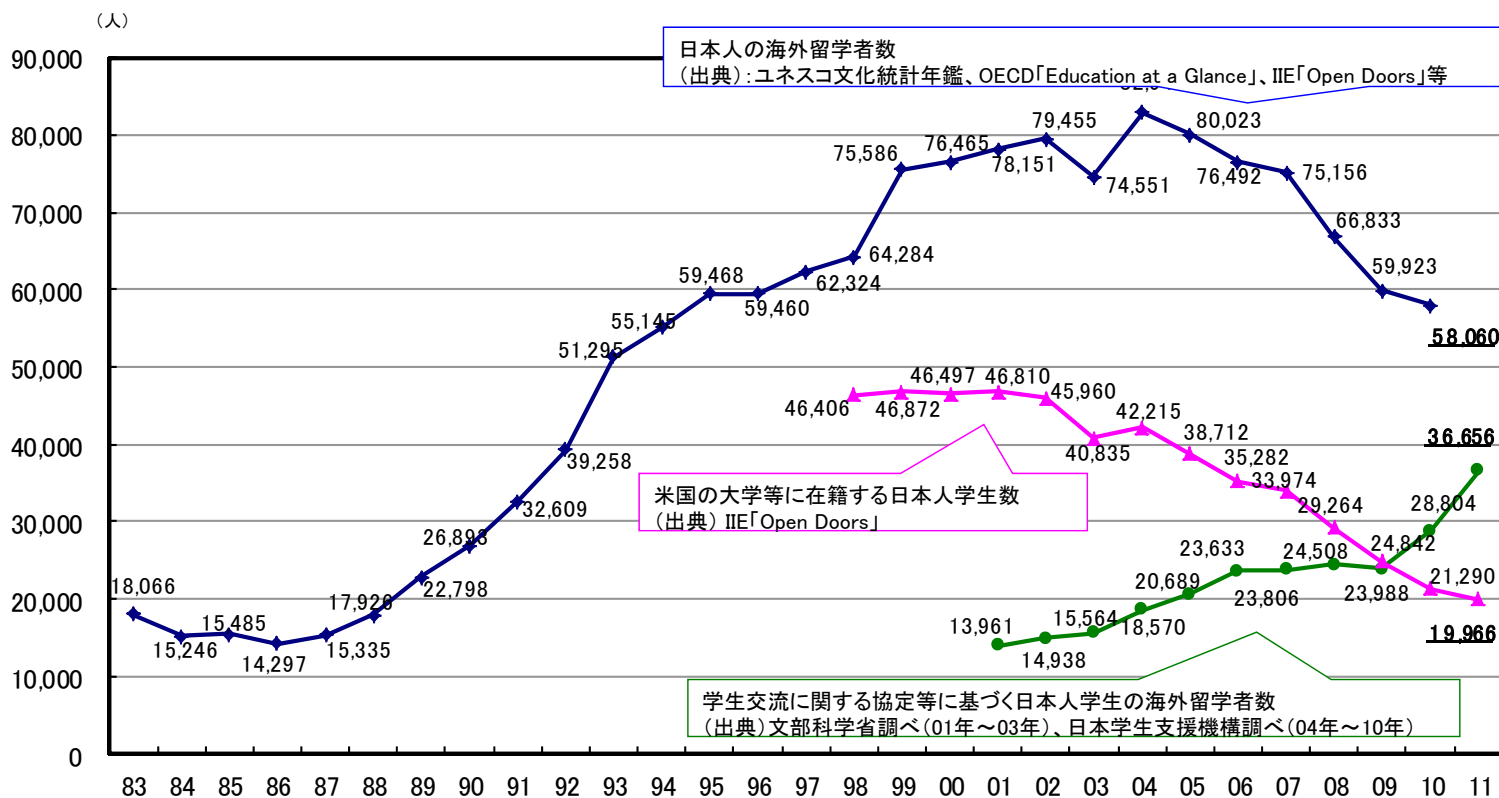
各国における学生の海外派遣者数推移



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, 34
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

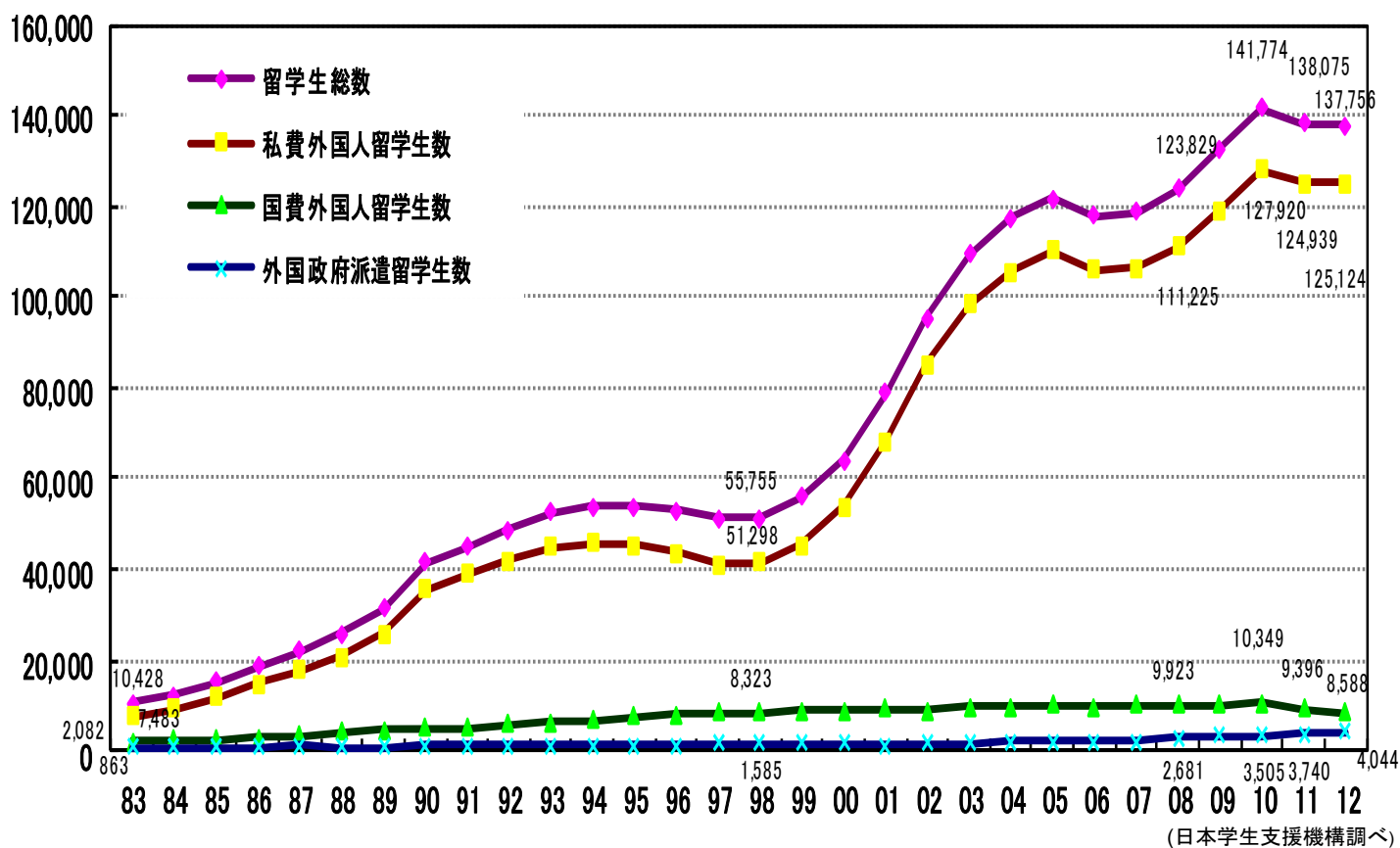
日本人の海外留学の状況



MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

35

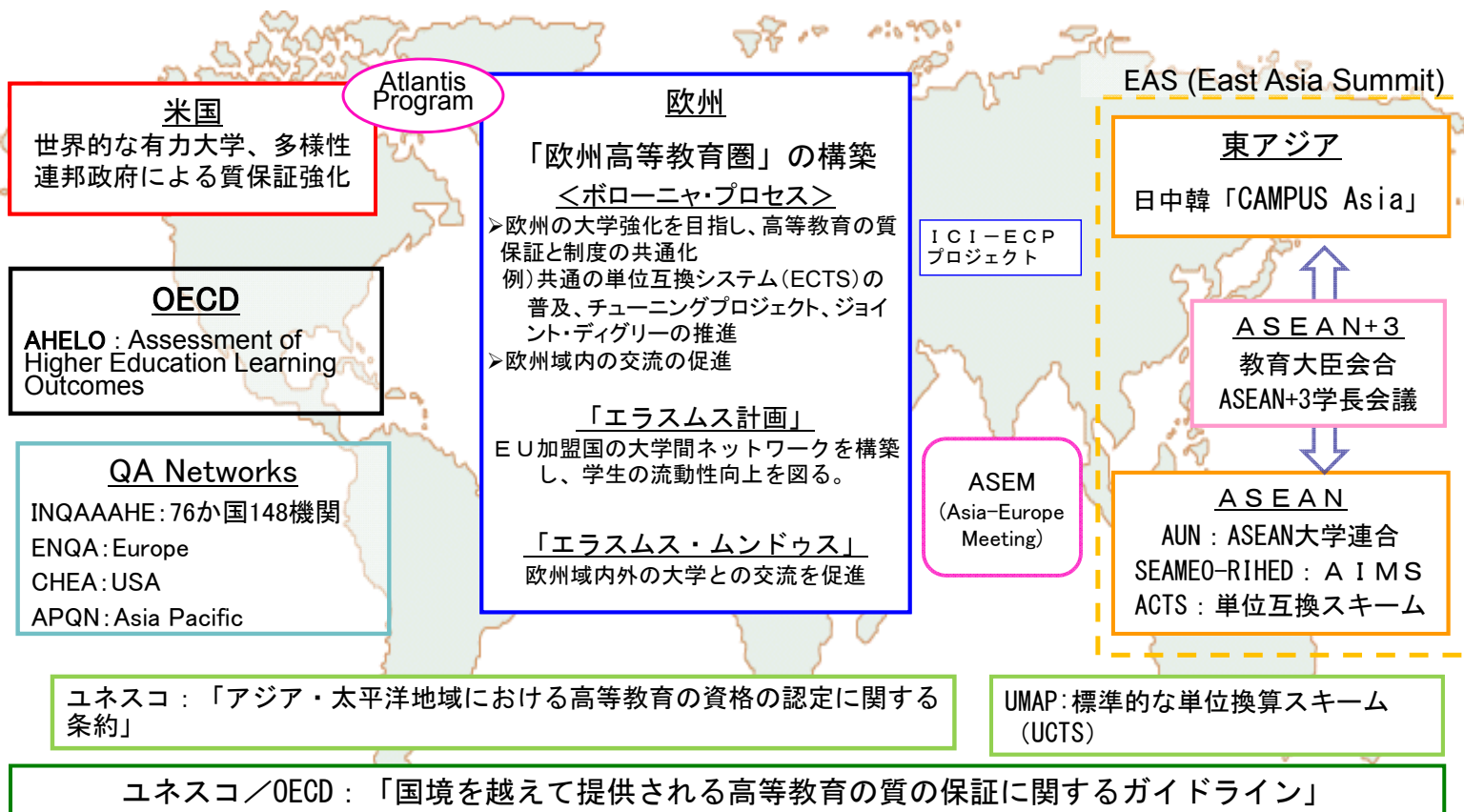
我が国の外国人留学生の受入れの現状



MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

36

世界的な高等教育圏の動向



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 37

国際的な質保証ネットワークの展開

国境を越えた、高等教育の質保証の向上を目的として、国際的・地域的な質保証機関間のネットワークが展開。

INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education : 高等教育質保証機関の国際的ネットワーク)

正会員 148機関 (76か国・地域)。1991年に設立。高等教育の質の評価、改善及び維持に関する理論や実践について、情報収集及び情報提供を実施

欧州 : ENQA (European Association for Quality Assurance in Higher Education : 欧州高等教育質保証協会)

高等教育の質保証分野における欧州内の協力関係を促進することを目的として2000年に設立された質保証機関のネットワーク

米国 : CHEA (Council for Higher Education Accreditation : 全米高等教育機関基準認定協議会)

3,000以上の大学・カレッジを会員とする全米最大の高等教育段階のアクレディテーションに関する連絡・調整のための非政府組織として活動

アジア太平洋 : APQN (Asia-Pacific Quality Network : アジア太平洋質保証ネットワーク)

正会員 26機関 (17か国・地域)。INQAAHEの地域ネットワークとして、アジア太平洋地域40か国以上の高等教育の質の維持向上を目指すことを目的として2003年に設立



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



1) UNESCO/OECD 国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン

〔UNESCO（2005年10月）；OECD（2005年12月）〕

2) ユネスコ高等教育情報ポータルサイト

（2008年4月）



3) ユネスコ：「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」

1983 年条約の改正案 を採択 （2011年11月、於東京）



3. 高等教育の質保証に関する 国際的な連携への参画

1. 旧地域条約

アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、単位や学位の相互認定や、その他高等教育機関への入学・進学条件の互換性等に関する原則を定めることを目的として、1983年に採択、1985年に発効。2010年2月末現在で21カ国が加盟（我が国は未締結）。

※締約国：中国、オーストラリア、スリランカ、トルコ、北朝鮮、韓国、ネパール、モルジブ、ロシア、モンゴル、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バチカン、キルギスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、インド、ラオス、フィリピン、インドネシア

2011年11月 ユネスコ条約改正会合の開催（於：東京）条約案は、26か国の正参加国の全会一致で採択



2. 改正地域条約のポイント

○資格審査に関する基本原則（第3章関係）

いずれかの締約国で授与された資格の保持者は、適切な機関への要請に基づき、迅速に、資格の審査の機会を与えられるものとする。各締約国は、資格審査、認定手続、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保するものとする。

○高等教育に志願する権利を与える資格、高等教育資格等の認定（第4～6章関係）

各締約国は、実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された高等教育課程への入学志願のための資格、既修得学習及び高等教育資格を認定するものとする。

○審査、適格認定及び認定に関する情報（第8章関係）

各締約国は、それぞれの高等教育制度に関する適切な情報を提供するため、高等教育情報を提供する「国内情報センター」の設立と維持に向け適切な措置を講ずる。

早期の条約締結を目指し、検討を進めていく



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

41

東アジア高等教育質保証国際シンポジウムの開催

○ 日時

2011年9月29日、30日（於：三田共用会議所（東京））

○ 参加者

日本、中国、韓国、ASEAN加盟各国、インド、ニュージーランド、オーストラリア、バングラデシュ等の各国政府、質保証機関、大学、産業界等から380名以上が出席

○ 概要

会議初日（29日）は3つの分科会において活発な意見交換が行われ、2日目（30日）には、さらなる大学間交流の拡大及び高等教育の発展を目指すべく総括討議を行った後、議長声明（Chair's Statement）をとりまとめた。



○ 議長声明のポイント

・ 東アジア各国が持続的な発展と成長を遂げるためには、大学の果たす役割は極めて大きい。

・ 東アジア地域全体を視野に入れた有為な人材育成のために、大学間の単位相互認定や、適切な成績評価等の教育の質保証を伴った大学間交流や、人材育成のための国際協同プログラムを、東アジア地域全体で増やしていくことが重要であること、また当該プログラムのモニタリング及び評価に際して、関係国・機関とも連携の上適切に実施する。

・ 当該プログラムの推進に際しては、各国の制度、文化の多様性を尊重しつつ、教育情報の可視化を進め、共通認識の醸成を図ることが重要である。

・ 交流プログラムによって得られた経験は、将来の東アジア地域共通の質保証を伴った大学間交流の枠組みに作りに結びつけるよう、国・政府、専門家が、それぞれのレベルで、引き続き検討・対話を継続する。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

42

1. 経緯

- 近年の高等教育の拡大や国際化の進展に伴い、高等教育の多様な質を評価することが重要。
- 政府や高等教育機関、質保証機関による学習成果の評価方法の改善に資するため、OECDにおいては、高等教育における学習成果の評価(AHELO※)に関する国際的な検討の可能性を探るフィージビリティ・スタディ※の実施を提案。我が国は、平成20年の「OECD非公式教育大臣会合」において、フィージビリティ・スタディへの参加を表明。

※AHELO: Assessment of Higher Education Learning Outcomes

※フィージビリティ・スタディ: 試行的に試験を行い、本格的な実施可能性を明らかにすること

2. フィージビリティ・スタディ(FS)について

- 一般的技能、分野別技能(経済学、工学)等について、
 - ・各国の多様性と特殊性を踏まえた場合に学習成果を適切に測定するテストの開発が可能かどうか、
 - ・言語や文化を超えて国際比較が可能かどうかを検証するため、現在OECDにおいて調査枠組みの開発、テスト問題と採点基準の作成、それらの妥当性の検証作業が進められている。
- 我が国は、工学分野に参加し、FSの実施の在り方に関する調査研究を実施している。
- FSの調査結果はOECDより報告書にとりまとめられている(第1巻は2012年12月、第2巻は2013年2月、第3巻は同年10月に発行)。
- 本報告書によれば、FS実施の結果として、「高等教育の学習成果の国際比較は科学的に可能」という結論であったが、一方で、これまでの議論の中で、参加国間でAHELOの活用目的に意見の隔たりがあるなど、今後の発展に向けて検討すべき課題も明らかとなった。

(参考)参加表明国

一般的技能:コロンビア、エジプト、フィンランド、韓国、クウェート、メキシコ、ノルウェー、米国、スロバキア

分野別技能(経済学):ベルギー、エジプト、イタリア、メキシコ、オランダ、ロシア、スロバキア

(工学):日本、オーストラリア、カナダ、コロンビア、エジプト、メキシコ、ロシア、スロバキア、アブダビ



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

43

ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ 2012年7月のASEAN+3教育大臣会合で**日本から提案**

➡ **今後5年間、ASEAN+日中韓(「+3国」)で推進して行く
高等教育ワーキング・グループの設置を決定**

第1回「ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」の開催

- 開催日程・場所: 2013年9月30日、東京
- 開催体制: 議長:マレーシア/副議長:オーストラリア/議長:日本
- 参加規模: 各国・機関より約40名
- 内容:
 - ①域内で展開する取組みについて情報共有
 - ②日本よりASEAN+3域内において高等教育の質を確保しつつ学生の交流を促進するための将来の方向性について提案

今後の方向性

ASEAN+3 内において、教育の質を確保しつつ、学生の域内交流を促進するための将来の方向性について日本から提案し、WGとして以下の方向性を確認

- ・域内の学生交流促進のためのガイドラインの作成
- ・ASEAN+3 の質保証機関による定期会合の創設

**日本は主導役としてワーキング・グループの
議論をリード**

ASEAN+3域内における質の保証を伴う学生等の交流を促進



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

44

大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、アジア・米国・欧州等、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った日本人学生の海外留学と外国人学生の受入を推進する国際教育連携の取組を支援。

新規事業

●ロシア、インド等との大学間交流形成支援 (H26新規採択 58百万×6件)

ロシア、インド等の大学との高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成に加え、将来の日露・日印関係を見据えた産学連携の取組等を実施する、架け橋となるリーダー人材育成のための教育連携プログラム。

継続事業

●「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援

日中韓政府が共同で策定するガイドラインに沿って、単位相互認定や成績管理、学位授与等を共通的な枠組みで行う協働教育プログラム (H22採択 57百万円×6件、H23採択 49百万円×10件)

●米国大学等との協働教育創成支援

米国等の大学との教養教育の共通基盤の育成、E-learningの活用による協働の専門教育の開発、ダブル・ディグリープログラムの拡充等、新たな学びのスタイルによる協働教育プログラム (H23採択 49百万円×12件)

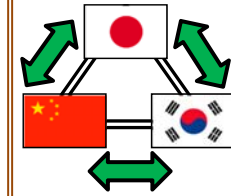
●ASEAN諸国等との大学間交流形成支援

ASEAN諸国等の大学との高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成や教育内容の可視化等、アジアにおける先導的なモデルとなる大学間交流プログラム (H23採択 49百万円×3件、H24採択 41百万円×14件)

●海外との戦略的高等教育連携支援

欧州連合、東南アジア教育大臣機構等との共同による国際的な高等教育連携枠組みのもとでの戦略的な教育連携プログラム (H25採択 38百万円×7件(AIMSプログラム)、H25採択 3百万円×2件 H26新規採択 3百万円×4件(ICI-ECP))

事業例①



「キャンパスアジア
中核拠点形成支援」
: 三か国の大学が
コンソーシアムを
形成し、学生交流
を実施

事業例②



「ASEAN諸国との大
学間交流形成支援」
: 日本とASEANの大
学による先導的交
流プログラムの開
発・実施

キャンパス・アジア中核拠点支援

第2回日中韓サミット(平成21年10月)における鳩山総理大臣(当時)の提言によって設置された「日中韓大学間交流・連携推進会議」において、3国間の大学交流ガイドラインを策定。3国の大学で単位互換等の考え方を共通化し、当該ガイドラインを踏まえた共通の枠組みの下、相互に学生を派遣・受入れ、協働で教育を実践。

日本の学生が中国の大学で一定期間
(数週間～数ヶ月)学修(中国の学生と
の協働授業 等)

日本の学生が韓国の大学で一定期間
(数週間～数ヶ月)学修(韓国の学生と
の協働授業 等)

中国の学生が日本の大学で一定期間
(数週間～数ヶ月)学修(日本の学生と
の協働授業 等)

韓国の学生が日本の大学で一定期間
(数週間～数ヶ月)学修(日本の学生と
の協働授業 等)

中国の大学
①③北京大学
②④清華大学
⑤中国人民大学 他
⑥南京大学 他
⑦復旦大学
⑧吉林大学
⑨上海交通大学
⑩広東外語外貿大学
* 同じ丸数字の3国大学
がコンソーシアム構築

日本の大学

- ①東京大学
- ②東京工業大学
- ③一橋大学
- ④政策研究大学院大学
- ⑤名古屋大学
- ⑥名古屋大学、東北大学
- ⑦神戸大学
- ⑧岡山大学
- ⑨九州大学
- ⑩立命館大学

三か国間交流プログラムの立ち上げ
— 単位認定、成績評価等を共通化 —

ダブルディグリー(複数学位制度)
セメスター・年間単位の交流
短期交流
協働教育プログラム

韓国の大学

- ①③ソウル大学校
- ②KAIST
- ④韓国開発研究院
- ⑤成均館大学校 他
- ⑥浦項工科大学校 他
- ⑦高麗大学校
- ⑧成均館大学校 他
- ⑨釜山大学
- ⑩東西大学

双方向交流



MEXT

MINISTRY OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

キャンパス・アジア中核拠点支援におけるモニタリングの実施

✓ 日中韓質保証機関協議会が運営を担当

- 日本：大学評価・学位授与機構(NIAD-UE)
- 中国：教育部高等教育教學評価センター(HEEC)
- 韓国：大学教育協議会(KCUE)

✓ 各国において、一次モニタリングとして実施しており、日本においては、キャンパス・アジア採択大学の連絡協議会と一体化するなど、密接な関係により展開中。

✓ 二次モニタリングとして、三国共通のモニタリングについて協議の上で今後具体化。

大学の世界展開力強化事業 —ASEAN諸国等との大学間交流形成支援—

世界に雄飛する日本として誇れる人材の育成を目指し、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を図りながら、東南アジア諸国連合(ASEAN)の大学等と日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う大学間交流形成事業を重点的に支援。

○平成23年度採択

○平成24年度採択 申請区分(Ⅰ)

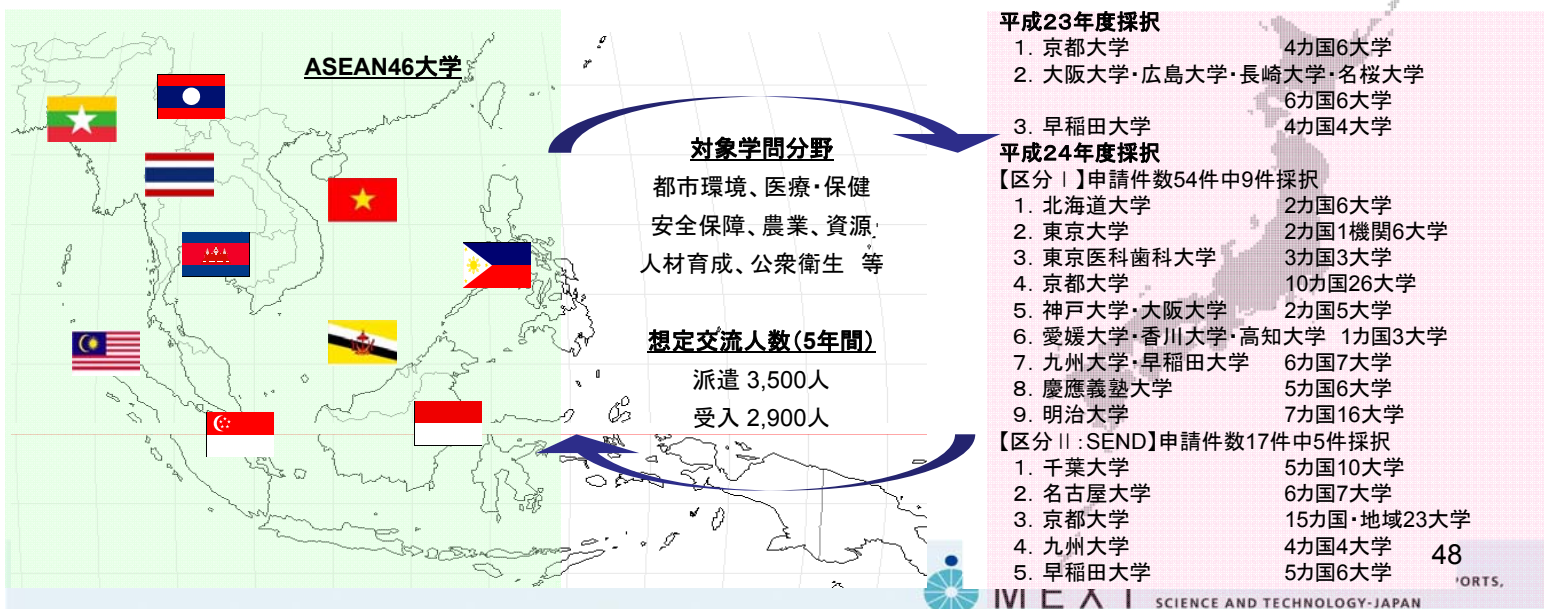
日本とASEANにおける大学間でコンソーシアムを形成し、質保証を伴った交流プログラムを実施する事業。

○平成24年度採択 申請区分(Ⅱ) SENDプログラム：Student Exchange - Nippon Discovery

上記(Ⅰ)に加え、●日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習、●現地の学校等での日本語指導支援や

日本文化の紹介により、学生自身の異文化理解を促し、将来、日本とASEANとの架け橋となる人エクスパート材の育成を目指す。

- ✓ 先導的大学間交流プログラムモデルの開発・実施
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 教育内容の可視化



大学の世界展開力強化事業 ―米国大学等との協働教育の創成支援―

米国等の大学との「教養教育の共通基盤の育成」、「E-learningの活用による協働の専門教育の開発」、「ダブル・ディグリープログラムの拡充」等、新たな学びのスタイルによる協働教育プログラム

タイプB-I：米国の大学等

タイプB-II：米国以外の欧州、豪州等の大学等

(※タイプAは「キャンパス・アジア」中核拠点支援)

- ✓ 先導的大学間交流プログラムモデルの開発・実施
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 教育内容の可視化

【B-I】申請件数49件中採択7件

1. 東京大学 4ヶ国5大学
2. 東京工業大学 8ヶ国17大学
3. 名古屋大学 1ヶ国2大学
4. 国際教養大学 1ヶ国8大学
5. 慶應義塾大学 2ヶ国2大学
6. 早稲田大学 1ヶ国5大学
7. 立命館アジア太平洋大学 1ヶ国1大学

【B-II】申請件数31件中採択5件

1. 筑波大学 6ヶ国7大学
2. 千葉大学 5ヶ国7大学
3. 広島大学 6ヶ国9大学
4. 慶應義塾大学 5ヶ国8大学
5. 関西学院大学 1ヶ国3大学

対象学問分野

複合システム統括エンジニア

理工系リーダー

人系系グローバル人材育成

イノベーションデザイン、

リーダーシップ、国際ビジネス 等

想定交流人数(5年間)

派遣 3,300人

受入 3,400人

欧州等 17ヶ国63大学1コンソーシアム



米国 27大学

49



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学の世界展開力強化事業 ―海外との戦略的高等教育連携支援―

背景・課題

- 欧州や東南アジア諸国連合など、国境を越えて高等教育の地域化が進展し、各国が戦略的に連携
- 米国や欧州、中国、東南アジア諸国連合など、多国間でマッチングファンド形式による大学の国際化・留学生交流が加速
- 我が国においても、社会・経済のグローバル化により、優秀な外国人学生を含めたグローバル人材の需要が急速に拡大

事業概要

- 東南アジア教育大臣機構や 欧州連合との連携枠組みの構築
- 海外の政府や高等教育地域ネットワーク等との戦略的な連携による国境を越えた教育連携の拡大とブランディング強化

AIMSプログラム

学位レベル：学士課程

対象学問分野：①ホスピタリティ&観光、②農業、③言語・文化、④国際ビジネス、⑤食料科学技術、⑥工学、⑦経済学

交流学生数：相互利益の原則に基づき、加盟国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う

(日本は7件採択。1件あたり25名の学生を派遣・受入)

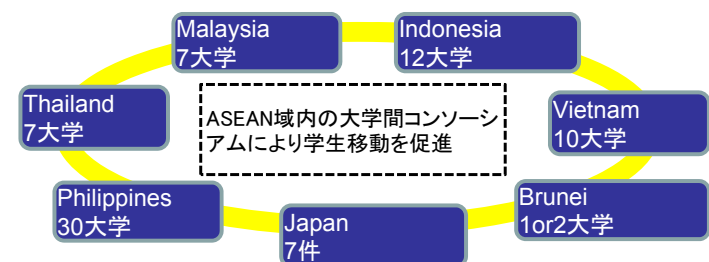
単位互換：UMAPのUCTSを推奨

交流期間：原則1学期、最長2学期

使用言語：英語

学生支援経費：各国は、毎年、一定の補助枠の中で、自国の学生の旅費、滞在費等を負担。

授業料：原則相互免除。



ICI-ECPプロジェクト

プログラム概要：欧州連合（EU）と日本政府が実施する教育連携プログラムの一環として、日本の高等教育機関2機関以上と欧州の高等教育機関2機関以上が共同で実施するダブル・ディグリー・プログラムを、欧州連合と共同で募集・選考のうえ、採択プロジェクトに対して奨学金等の支援を行う。

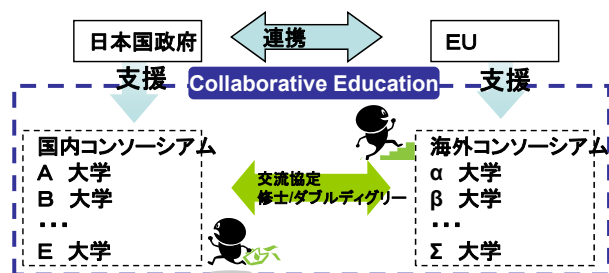
参加国：日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国

参加機関：EU側 2以上 日本側 2以上

事業期間：4年間

派遣期間：1学年（約10ヶ月）以上

派遣・受入れ人数：20名以上



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

50

4. 平成26年度 文部科学省予算案

51

平成26年度 文部科学省予算(案) 高等教育関係の主な内容

区分	25年度予算額	26年度予算額(案)	対前年度増△減額	増△減率
文部科学関係予算 (一般会計)	5兆3558億円 〔1815億円〕	5兆3627億円 〔1450億円〕	69億円 〔△365億円〕	0.1%
文教関係予算	4兆0661億円	4兆0964億円	302億円	0.7%

注1:〔 〕内は復興特別会計で外数。

【高等教育主要事項】(予算(案)の後の括弧内は対前年度増減)

◆学びのセーフティネットの構築

- 大学等奨学金事業の充実 960億円(△132億円)
- 国立大学・私立大学の授業料減免等の充実 375億円(+ 24億円)

◆「大学力」向上のための大学改革の推進等

- 国立大学改革の推進 1兆1309億円(+332億円)
- 国立高等専門学校の教育研究基盤の確保 621億円(+ 41億円)
- 私立大学改革、多様な人材育成への支援など私学の振興 4357億円(+ 38億円)
- 国公私立を通じた大学教育改革の支援 277億円(+ 8億円)
- 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化 54億円(△ 2億円)

◆未来へ飛躍するグローバル人材の育成

- グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進 482億円(+50億円)

高等教育局合計 1兆8153億円(+258億円)
〔他に復興特別会計 175億円〕

52

御清聴ありがとうございました

